

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私が持っている国民年金手帳に、昭和35年10月1日資格取得と記載されているのに、社会保険庁の記録では38年4月から加入とされていることに納付できない。私は、婦人会会長の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料はすべて納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、国民年金に加入した時に、まとめて納付したと記憶している。保険料の金額は、月額100円の2年分だと思う。保険料額は多くなかったので一括で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年4月ごろ払い出されており、当時、申立人の夫は共済組合の組合員であるため、申立人は国民年金加入手続の際に、任意加入被保険者として、加入申出日をもって資格取得とされるべきところ、強制加入被保険者として、制度発足時までさかのぼって資格を取得していることが申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、誤った事務処理がなされたものと考えられる。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人は強制加入被保険者とされていたことから、申立期間については、過年度納付が可能であったものと考えられ、申立人が過年度納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額と一致するとともに、国民年金への加入経緯、納付回数などの供述に不自然さは無い。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金に任意加入し保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さがうかがわれる。

加えて、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、昭和38年4月23日に任意加入したことに訂正されていることが確認できるが、申立期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、任意加入対象期間であることを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで
② 昭和50年2月から同年8月まで

会社退職時は、その都度、健康保険証を会社に返して、区役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金への切替手続を行ってきた。国民年金保険料はすべて納めたと記憶しており、納めていない期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、4か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金保険料の納付状況等についての供述は、詳細かつ具体的で、納付したとする保険料額は、申立期間の国民年金保険料額とほぼ一致する。

また、申立人に国民年金への加入を勧めたとされる申立人の母親は、申立人の加入以前の昭和45年6月に国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付しており、当該期間の保険料納付に係る申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を、1か月を除き、すべて納付している上、昭和58年度から61年度までは、保険料を前納しており、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

2 一方、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間であるところ、申立人が昭和50年9月に厚生年金保険被保険者資格を再度取得するま

での間の国民年金の再加入手続、保険料納付等についての申立人の記憶は曖昧である上、申立人は、申立期間当時、一人暮らしであったと述べており、ほかに保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述は得られない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月まで期間及び53年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、申立人である妻が、夫婦二人分を一緒に納付していた。

申立期間①は、夫の保険料だけが納付済みであり、妻の保険料が未納となっているのは納付できない。国民年金保険料の納付については、妻に任せていたので、納付時期、保険料額等については記憶が無く、妻は既に他界しており、確認することはできない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①及び②前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況等に大きな変化は認められない。

さらに、申立人夫婦は、国民年金制度発足当初に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、申立期間①を除く申立人夫婦の納付記録はすべて一致しているとともに、申立人夫婦が所持している国民年金手帳の検認記録により、納付日が確認できる昭和36年4月から47年3月までの期間は、すべて夫婦同一日に納付していることから、申立人夫婦は、基本的に夫婦の保険料

を合わせて納付していたものと考えられるところ、申立期間①については、申立人の夫の保険料のみが納付済みとなっている。

加えて、申立人夫婦は、現年度納付できなかった昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。

国民年金保険料の納付については、妻に任せていたので、納付時期、保険料額等の記憶はなく、妻は既に他界しており、確認することはできない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況等に大きな変化は認められない。

さらに、申立人夫婦は、現年度納付できなかった昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで

昭和 46 年 12 月に結婚のため厚生年金保険を資格喪失後、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。

昭和 55 年 4 月に夫の転勤で A 市に転居した時、B 地区にあった A 市の支所に出向き、転入届と国民年金手帳を持参し国民年金の住所変更の手続をした。

A 市 B 地区支所は、近所にあったので、毎月、同支所に出向いて、納付書により、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①の付加保険料、申立期間②の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 町（現在は、D 市）の申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料は昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までについては、付加保険料も含めて納付済みと記録されている。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 54 年 4 月から付加保険料を納付しており、納付意欲が高かったことがうかがわれるところ、申立期間①について、定額保険料のみを納付して付加保険料を納付しないことは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人は当該期間直前の昭和 55 年 4 月か

ら同年6月までの国民年金保険料を納付した後、申立期間の保険料を納付しないまま、56年4月から付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立期間①については3か月、申立期間②については9か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間②の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月2日から同年6月1日まで

昭和49年3月2日からA社に勤務した。翌日に子供が生まれ、会社から出産費用等もらったのでA社での資格取得が同年6月1日となっているのは納得がいかない。当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合が保管している組合員名簿に記載された資格取得年月日より、申立人は昭和49年3月2日からA社に勤務していたことが確認でき、A社の回答及び申立人と同日に厚生年金保険と健康保険の資格を取得している元同僚の「入社と同時に厚生年金保険に加入しており、当時は、試用期間は無かったと思う。」との供述により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和49年6月1日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る49年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る49年3月から5月までの保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月26日から同年3月26日まで

昭和40年5月、A社本社に入社し、41年3月ごろ、A社B工場(46年2月にC社D工場に名称変更)に異動し、52年2月から再びA社本社に勤務した。この間、継続して勤務していたにもかかわらず、41年2月26日から同年3月26日までが厚生年金保険に未加入とされている。A社本社及びA社B工場の業務を掛け持ちしており、給与が1か月無支給だった記憶も無い。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が厚生年金保険適用事業所となった昭和34年6月から41年4月までに厚生年金保険被保険者となった者のうち、申立人と同様にA社から同社B工場へ異動した者は申立人を含め6名であるところ、申立人を除く5名は被保険者資格の喪失と取得が同じ日となっており、厚生年金保険の加入期間の欠落は無い。

さらに、申立人が昭和49年7月にA社B工場から関連会社C社へ、52年2月にC社からA社本社へ異動した際には、被保険者資格の喪失と取得が同じ日となっており、厚生年金保険の加入記録に欠落は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 1 月の社会保険事務所の記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、納付の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

佐賀厚生年金 事案 241

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から同年10月1日まで

昭和27年2月にA社D支店に入社し、28年5月にC出張所へ異動した。62年8月に退職するまで継続して勤務したが、社会保険事務所で厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、A社D支店での厚生年金保険被保険者資格喪失が28年5月1日、A社C出張所での資格取得が同年10月1日とされていた。

このような空白期間は納得できないため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管する人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社D支店から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年3月までの期間、58年4月から同年9月までの期間及び60年4月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から52年3月まで
② 昭和58年4月から同年9月まで
③ 昭和60年4月から平成2年3月まで

昭和45年から勤めていた事業所は、社会保険の適用事業所ではなく、社会保険への加入を事業主に求めていたが、なかなか加入してくれなかったため、自分の老後のことを考え、国民年金に加入した。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和50年9月から52年3月までの期間、58年4月から同年9月までの期間及び60年4月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされており、納得できない。

国民年金保険料は、A市B地区に住んでいた時は、アパートの家主に納め、A市C地区に住んでいた時は、市役所に自分で納めに行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3つの期間で合計85か月（7年1か月）と比較的長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月ごろ払い出されており、申立人は50年9月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得しているが、申立期間①の一部は、国民年金手帳記号番号の払出し時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料をアパートの家主を通じて納付したと述べているが、申立期間①当時、申立人の住所地はD町（現在は、A市E地区）であり、A市B地区のアパートの家主を通じては、保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②直後の期間は、年度の途中（昭和58年10月）から国民年金保険料の申請免除期間とされており、申立期間②に関する未納保険料の督促により、申請免除手続が行われた可能性がうかがえるとともに、申立期間③は申請免除期間直後の期間であることから、申立人が国民年金保険料の納付が困難であったと考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から同年11月までの期間及び44年1月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から同年11月まで
② 昭和44年1月から同年11月まで

社会保険庁の記録では、昭和41年2月から同年11月までの期間及び44年1月から同年11月までの期間の国民年金は未加入となっているが、当時、同居の義父母が国民健康保険及び国民年金保険料を支払っていたと聞いたことがある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁及びA市B区役所の記録において、申立人が国民年金に加入したことは確認できず、ほかに申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない上、申立期間については、申立人の前妻も国民年金の未加入期間とされている。

さらに、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行っていたとされる申立人の義父母も死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から55年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和53年9月から55年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、53年9月に勤めていた会社を退職してすぐ、将来の生活安定を思い国民年金に加入したので、未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月に連番で払い出されていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点では、申立期間の大半は、過年度納付によらなければ納付できない期間であるが、申立人は過去の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いとしており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻についても、申立期間の国民年金保険料は、未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 36 年 9 月まで
昭和 34 年 6 月 (15 歳の時) から 2 年間ほど A 事業所 (現在は、C 事業所) B 加工場でみかん選別の仕事をしていた。その間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。
当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A 事業所 B 加工場及びこれに類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る被保険者原票に申立人は記載されていない。

また、A 事業所の業務を引き継いでいる C 事業所及び A 事業所の加工部門を引き継いでいる D 社は、当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立期間当時、A 事業所に勤務していた元従業員は、「B 加工場でみかんの選別業務に従事していた者は臨時職員で、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、C 事業所においても、みかん選別業務に従事していた者の職種について、当該従業員と同様の回答をしている。

加えて、申立人が記憶している同僚についても、A 事業所での厚生年金加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 243

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月26日から同年7月1日まで

昭和23年にA社に運送助手として入社し、その後、運転免許を取得してからは、ドライバーとして勤務した。その間、長期間勤務しており休んだ記憶は無いにも関わらず、社会保険庁の記録では、25年2月26日から同年7月1日までの期間、厚生年金保険に未加入とされている。当然、厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社（現在は、B社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、25年2月26日に資格を喪失しており、その後同年7月1日に再度資格を取得するまで加入をうかがわせる事実が無く、申立期間に係る同名簿の整理番号に欠番は無い。

また、当該被保険者名簿において、申立人と同じ昭和25年2月26日に5名が資格を喪失し、その約2か月前の同年1月1日にも3名が被保険者資格を喪失していることが確認できる。その当時のA社の被保険者数は18名であり、同年1月及び2月の2か月間で被保険者数が半数になっていることから、事業主はこれらの従業員について、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った可能性がうかがわれ、このような状況の下、事業主が申立人の厚生年金保険の資格喪失手続後も厚生年金保険料の控除を続けていたとは考え難い。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間の前後約5年間でA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者50名中、申立人を含む12名に厚生年金加入期間の中断があることが確認できる。

加えて、B社は、当時の人事記録、賃金台帳等を保管していない上、申立人のA社での在籍期間や申立期間における厚生年金保険料の控除について、同僚等の供述は得られず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除

を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 13 日から 37 年 1 月 16 日まで

昭和 35 年 3 月から 38 年 11 月まで A 社に機織工として勤務した。社会保険事務所に照会したところ、36 年 7 月 13 日から 37 年 1 月 16 日まで厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。中途退職した覚えも無い上、佐賀に帰郷した覚えも無い。勤務していたことに間違いないので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 35 年 3 月 23 日資格取得及び 36 年 7 月 13 日資格喪失並びに被保険者原票において、37 年 1 月 16 日資格取得及び 38 年 11 月 21 日資格喪失とされており、A 社に係る 2 度の厚生年金保険の加入記録があり、申立期間においてこのほかに申立人と思われる加入記録は無い上、整理番号の欠番も無い。

また、A 社が保管する「入社連絡簿」、「退社連絡簿」及び「健康保険厚生年金保険記号番号等控え簿」によると、申立人は昭和 36 年 7 月 12 日退社、37 年 1 月 16 日入社とされている上、「入社連絡簿」において、37 年 1 月 16 日の入社日の欄外に「再入」の文字が確認できることから、申立人は、申立期間において、当該事業所を一度退職し、再入社したことがうかがえる。

さらに、A 社が保管する「退社連絡簿」における申立人の 36 年 7 月 13 日退社の記載に係る失業保険欄に担当者印及び「要」のサインが確認できるとともに、当時の担当者は、「失業保険の離職票の交付についての要否のサイ

ンであった。」と供述していることから、申立人はA社を退職し、失業保険受給のための離職票の交付を受けたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月ごろから 34 年 3 月ごろまで
昭和 33 年 6 月ごろから 34 年 3 月ごろまで A 社に作業員として勤務した。社会保険事務所に照会したところ、A 社での厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。同僚の名前も記憶しており、勤務していたことに間違いはない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社での仕事内容の記憶及び同時期に勤務していたとする元同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社は、人事記録、賃金台帳等の資料が無いとしている上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に係る申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人と同じ現場に勤務していたとされる元上司及び同僚 5 名についても A 社に係る厚生年金保険加入記録が無く、同社では、当時すべての現場作業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 246

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月24日から4年3月30日まで
② 平成4年4月4日から5年3月30日まで

平成3年春に公立学校を定年退職し、同年4月24日から5年3月29日までA小学校に勤務した。半年更新の辞令を所持している。当時の事務担当者から臨時的任用の常勤講師は厚生年金保険に加入するとの説明を聞いており、自分の加入記録もあるだろうと思って申し立てた。当該勤務期間を厚生年金保険の資格期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及びB県教職員課が保管する人事記録から、申立人がA小学校に臨時的任用の常勤講師として勤務していたことを確認することはできる。

しかしながら、A小学校を所管するC教育事務所は、当時の書類を保管しておらず、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、公立学校共済組合D支部が保管する組合員記録により、申立人は同共済組合における健康保険の任意継続組合員資格を平成3年4月1日に取得し、5年4月1日に喪失していることが確認でき、申立期間①及び②において、申立人が政府管掌健康保険及び同健康保険と一体である厚生年金保険にも加入するとは考え難い。

さらに、A小学校を所管するC教育事務所では、当時の事務担当者の供述を踏まえ、「年金の受給資格を有している者は厚生年金保険に加入させないこともあった。」と回答している。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月前後の約一年
② 昭和 45 年ごろの 6 か月
③ 昭和 45 年ごろの 6 か月

申立期間について、厚生年金保険被保険者の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとのことだった。①昭和 40 年 4 月前後に縫製業の A 社に入社し約 1 年間勤務した。②昭和 45 年ごろ B 社の 2 階の店舗に住み込み 6 か月くらい働いた。従業員は 12 人又は 13 人であり、店内の表回りや玉洗いなどもした。③ B 社を辞めてすぐ、段ボールや新聞の回収をする C 社に 6 か月くらい働いた。従業員は 6 人又は 7 人であった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る A 社での仕事内容に関する申立人の記憶から、申立人が A 社に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、人事記録等申立人の申立期間に係る在籍が確認できる資料が無い上、A 社での勤務期間についての申立人の記憶は明確ではなく、事業主及び同僚の供述を得ることもできないため、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、A 社の賃金台帳は保存されておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることを確認できない。

さらに、社会保険事務所に保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番は無い。

2 申立期間②に係る B 社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る在籍が確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により控除されていることを確認できない。

また、社会保険庁の記録においてB社又はこれに類似する名称の事業所は、厚生年金保険適用事業所として確認できない。

さらに、B社は店舗の名称であるため、別の名称で厚生年金保険の適用を受けていないか確認したが、申立人から別の事業所名を推測できるような供述は得られず、B社の営業に係る許可を所管していた警察署及び遊技業組合においてもB社の存在を確認することはできない。

加えて、申立人はB社での同僚の氏名を覚えておらず、同僚等の供述を得ることができない。

- 3 申立期間③に係るC社に関する申立人の具体的な記憶から、申立人がC社に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、C社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る在籍が確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることを確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、C社は昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においてC社は厚生年金保険の適用事業所では無い上、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない。

さらに、申立人はC社の同僚の氏名を覚えておらず、供述を得ることができない。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③における申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

また、申立期間に、申立人の給与から事業主が厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。